

電子書籍の出版流通に関する法制度の現状と課題

本川 満里奈

出版不況といわれており、出版物の販売金額が低落している中、電子書籍の市場は年々増加を続けている。このように、販売金額が低下している中、電子書籍は成長傾向にあり、不況状態を改善する1つとなりうると考えられる。しかしながら、電子書籍と従来の紙媒体は多くの点で異なっており、それ故技術面などで多くの問題も内包している。

中でも、法制度の整備は現在進められつつあるものの、未だ発展途上であると考えられる。そこで本研究では、電子書籍に関する法制度の中でも、特に出版流通過程におけるものに着目し、海外では行われているが日本では未だ適用されていない制度や、以前から問題視されているが改正されない制度についての問題を明らかにし、それを通して現状を捉え今後求められると考えられる課題について考察した。具体的には、再販売価格維持制度、国境を超える電子商取引における消費課税、著作権法について取り上げ、書籍や文献、インターネットを対象に調査を行った。

再販売価格維持制度は現在、紙の書籍には適用されるが、電子書籍には適用していない。したがって、電子書籍にも適用すべきか否かということが以前から論議されてきた。海外においては、再販売価格維持制度はない国や制限付きである国などもある。国内では再販売価格維持制度を適用すべきという主張が多く見受けられる。しかしながら、必ずしも必要であるとは言えない。

国境を超える電子商取引における消費課税については、現在は海外企業からのものには課税されず、国内配信の商品よりも消費税分安く販売されており、不公平とされていた。そこで、日本での売上高が1,000万円超の海外企業を対象とし、税務署への申告を義務付けることとなる。それにより、国内間と国境取引の間の不公平が是正されるほか、税収の増加が見込まれている。しかし、消費地の確定が難しいなどといった問題も残されている。

著作権法において、以前から論議されていた出版社への電子書籍に関する権利付与は、「著作権法の一部を改正する法律」が成立したことで、ひとまずの終息を見せた。しかしながら、譲渡権における権利の消尽などから電子書籍の中古販売がどうなるか、という問題が未だ取り残されたままとなっている。

このように、電子書籍には対応できていないものあり、時間経過により成立が難しくなってきたものもある。また、法制度の問題は絡み合い、相互に影響し合うために、変更すると他の法制度が成り立たない、あるいは新たな問題となることもある。

本研究では、法制度を中心に考察を行ったが、電子書籍においては一層技術との関わりも深いと考えられるために、各法制度と技術を併せての調査も今後必要になってくると思われる。

(指導教員 池内淳)